

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
特例輸入者の承認要件等の審査要領について 記 1 及び 2 （省略） 3 業務遂行能力等に関する審査 特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第 7 条の 5 第 2 号、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 2 号、法第 67 条の 6 第 2 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ、ロ及び同項第 3 号ロ並びに法第 79 条第 3 項第 2 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。 (1) （省略） (2) 特例輸入者等に係る業務を適正に遂行する能力 申請者に係る業務遂行能力等のうち、特例輸入者等がその業務を適正かつ確実に遂行する能力を有していることの意義は、次による。 ①～③ （省略） ④ 認定通関業者の場合 申請者が輸出及び輸入に関する業務を財務省令で定める基準に従って遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、通関手続に係る貨物の確認等のための体制が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに貨物の確認等のための体制の状況を総合的に勘案して判断するものとする。 なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 79 条第 3 項第 2 号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。 <u>イ 通関業法第 33 条の 2 の規定により、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じられた者であつて、当該措置がとられていないと判断される者であること。</u> <u>ロ</u> （省略） <u>ハ</u> 上記イ及びロに該当することが見込まれる者であること。	特例輸入者の承認要件等の審査要領について 記 1 及び 2 （同左） 3 業務遂行能力等に関する審査 特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第 7 条の 5 第 2 号、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 2 号、法第 67 条の 6 第 2 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ、ロ及び同項第 3 号ロ並びに法第 79 条第 3 項第 2 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。 (1) （同左） (2) 特例輸入者等に係る業務を適正に遂行する能力 申請者に係る業務遂行能力等のうち、特例輸入者等がその業務を適正かつ確実に遂行する能力を有していることの意義は、次による。 ①～③ （同左） ④ 認定通関業者の場合 申請者が輸出及び輸入に関する業務を財務省令で定める基準に従って遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、通関手続に係る貨物の確認等のための体制が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに貨物の確認等のための体制の状況を総合的に勘案して判断するものとする。 なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 79 条第 3 項第 2 号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。 <u>イ</u> （同左） <u>ロ</u> 上記イに該当することが見込まれる者であること。

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
4 （省略） <u>5 業務遂行能力及び法令遵守規則等に関する確認</u> <u>申請者が、上記 3 に規定する業務遂行能力等を有しているか並びに上記 4 に規定する法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順を整備しているか等については、申請者から提出された資料等を審査するほか、申請者が行う業務に係る関係施設等を実地にて確認するものとする。</u> <u>また、特例輸入者等の承認又は認定後においても、上記 3 及び 4 の状況を実地にて確認する（以下「事後監査」という。）。</u> <u>なお、上記の事後監査の実施にあたっては、特例輸入者等が自ら実施した監査の結果及び事故等が発生した場合の再発防止策の税関への報告、並びに承認内容又は認定内容の変更手続等により、税関に提供された情報を踏まえて、実施時期や監査の内容等を検討した上で実施するものとする。</u> <u>6</u> （省略） <u>7</u> （省略）	4 （同左） <u>5</u> （同左） <u>6</u> （同左）

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別紙 1	別紙 1
法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用）	法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用）
1 （省略）	1 （同左）
2 各部門の業務内容等に関する事項	2 各部門の業務内容等に関する事項
(1) （省略）	(1) （同左）
(2) 事業部門	(2) 事業部門
（省略）	（同左）
② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造 貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じて いるか。 イ～ニ （省略） ホ （省略） ヘ （省略） ト （省略） (注) （省略）	② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造 貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じて いるか。 イ～ニ （同左） <u>ホ 当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備</u> ヘ （同左） ト （同左） チ （同左） (注) （同左）
3 （省略）	3 （同左）
4 貨物のセキュリティの履行に関する事項	4 貨物のセキュリティの履行に関する事項
（省略）	（同左）
④ 管理対象貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度 において、以下の措置が講じられているか。 イ～ハ （省略） <u>ニ コンテナの安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置</u> ホ （省略） ヘ （省略）	④ 管理対象貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度 において、以下の措置が講じられているか。 イ～ハ （同左） <u>ニ （同左）</u> <u>ホ （同左）</u>
（省略）	（同左）
⑥ <u>情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか</u>	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>イ</u> ID及びパスワードによる認証などのアクセス制限 <u>ロ</u> 部外者からの不正なアクセスを防止するための必要な措置 <u>ハ</u> データバックアップなどのデータの消失対策	
5 (省略)	5 (同左)
6 他法令の遵守規則に関する事項	6 他法令の遵守規則に関する事項
① 他法令の遵守規則が定められている場合（特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務の全部又は一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②及び③において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。	① 他法令の遵守規則が定められている場合（特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務の全部又は一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。
(省略)	(同左)
<u>③ 他法令の遵守規則の内容を適正に履行しているか。</u>	
7 (省略)	7 (同左)
8 税関との連絡体制に関する事項	8 税関との連絡体制に関する事項
(省略)	(同左)
② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ及びロ (省略) <u>ハ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務若しくは特定製造貨物輸出申告に関して、不審な点、不審な情報があった場合。</u> <u>ニ</u> (省略) <u>ホ</u> (省略)	② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ及びロ (同左) <u>ハ</u> (同左) <u>ニ</u> (同左)
9～11 (省略)	9～11 (同左)
12 教育及び研修に関する事項	12 教育及び研修に関する事項
○ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。	○ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ～ハ （省略） （注 1） （省略） <u>（注 2）教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施することが望ましい。ただし、役職及び業務に応じた内容で差し支えない。</u>	イ～ハ （同左） （注） （同左）
13 （省略）	13 （同左）

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別紙 2	別紙 2
法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用）	法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用）
1 （省略）	1 （同左）
2 各部門の業務内容等に関する事項	2 各部門の業務内容等に関する事項
(1) （省略）	(1) （同左）
(2) 事業部門	(2) 事業部門
（省略）	（同左）
② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ～ニ （省略）	② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ～ニ （同左）
ホ （省略）	ホ <u>当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備</u>
ヘ （省略）	ヘ （同左）
ト （省略）	ト （同左）
チ （省略）	チ （同左）
(注) （省略）	(注) （同左）
3 （省略）	3 （同左）
4 貨物のセキュリティの履行に関する事項	4 貨物のセキュリティの履行に関する事項
（省略）	（同左）
③ 貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除き、特定保税運送者の承認申請における審査の場合には、運送途上において貨物の積み替え等を行う施設に限る。）。	③ 貨物の蔵置場所において、貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除き、特定保税運送者の承認申請における審査の場合には、運送途上において貨物の積み替え等を行う施設に限る。）。
イ～ハ （省略）	イ～ハ （同左）
ニ <u>コンテナの安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置</u>	ニ （同左）
ホ （省略）	ホ （同左）
ヘ （省略）	ヘ （同左）
（省略）	（同左）

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
⑧ <u>情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか</u> イ <u>ID 及びパスワードによる認証などのアクセス制限</u> ロ <u>部外者からの不正なアクセスを防止するための必要な措置</u> ハ <u>データバックアップなどのデータの消失対策</u>	
5 （省略）	5 （同左）
6 他法令の遵守規則に関する事項	6 他法令の遵守規則に関する事項
① 他法令の遵守規則が定められている場合（貨物管理業務の一部、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の一部又は輸出入関連業務の一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②及び③において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。	① 他法令の遵守規則が定められている場合（貨物管理業務の一部、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の一部又は輸出入関連業務の一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。
（省略）	（同左）
③ <u>他法令の遵守規則が適正に履行されているか。</u>	
7 （省略）	7 （同左）
8 税関との連絡体制に関する事項	8 税関との連絡体制に関する事項
（省略）	（同左）
② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。	② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。
イ （省略）	イ （同左）
ロ 関係業務に関する貨物について、事故等が発生した場合。	ロ 関係業務に関する貨物について、事故等が発生した場合及び不審な点又は不審な情報があった場合。
ハ <u>関係業務に関して、不審な点又は不審な情報があった場合。</u>	
ニ （省略）	ニ （同左）
ホ （省略）	ホ （同左）
9～11 （省略）	9～11 （同左）
12 教育及び研修に関する事項	12 教育及び研修に関する事項

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
○ 関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ （省略） （注 1） （省略） <u>（注 2）教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施することが望ましい。ただし、役職及び業務に応じた内容で差し支えない。</u>	○ 関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 イ～ハ （同左） （注） （同左）
13 （省略）	13 （同左）

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																																																
〔別紙様式 1〕 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 特例輸入者</td> <td rowspan="3" style="width: 100px; text-align: center; vertical-align: middle;">〇〇〇社</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 特定輸出者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 認定製造者</td> </tr> </table> 1 （省略） 2 各部門の業務内容等に関する事項 (1) （省略） (2) 事業部門 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No</th> <th style="width: 30%;">審査事項</th> <th style="width: 40%;">自己評価及び実施内容 （実施状況）等</th> <th style="width: 20%;">税関審査 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（省略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">②</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（省略）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（省略）</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ホ （省略）</td> <td style="text-align: center;">（省略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ヘ （省略）</td> <td style="text-align: center;">（省略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ト （省略）</td> <td style="text-align: center;">（省略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 （省略） 4 貨物のセキュリティの履行に関する事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No</th> <th style="width: 30%;">審査事項</th> <th style="width: 40%;">自己評価及び実施内容 （実施状況）等</th> <th style="width: 20%;">税関審査 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	☐ 特例輸入者	〇〇〇社	☐ 特定輸出者	☐ 認定製造者	No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査 欄	（省略）				②	（省略）			（省略）						ホ （省略）	（省略）		ヘ （省略）	（省略）		ト （省略）	（省略）			No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査 欄	（省略）				〔別紙様式 1〕 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 特例輸入者</td> <td rowspan="3" style="width: 100px; text-align: center; vertical-align: middle;">〇〇〇社</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 特定輸出者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">☐ 認定製造者</td> </tr> </table> 1 （同左） 2 各部門の業務内容等に関する事項 (1) （同左） (2) 事業部門 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No</th> <th style="width: 30%;">審査事項</th> <th style="width: 40%;">自己評価及び実施内容 （実施状況）等</th> <th style="width: 20%;">税関審査 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（同左）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">②</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（同左）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（同左）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ホ <u>当該事業部門の業 務に関する法令審査 体制の整備</u></td> <td style="text-align: center;"> ☐ YES ☐ NO </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ヘ （同左）</td> <td style="text-align: center;">（同左）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ト （同左）</td> <td style="text-align: center;">（同左）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">チ （同左）</td> <td style="text-align: center;">（同左）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 （同左） 4 貨物のセキュリティの履行に関する事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No</th> <th style="width: 30%;">審査事項</th> <th style="width: 40%;">自己評価及び実施内容 （実施状況）等</th> <th style="width: 20%;">税関審査 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（同左）</td> </tr> </tbody> </table>	☐ 特例輸入者	〇〇〇社	☐ 特定輸出者	☐ 認定製造者	No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査 欄	（同左）				②	（同左）			（同左）			ホ <u>当該事業部門の業 務に関する法令審査 体制の整備</u>	☐ YES ☐ NO		ヘ （同左）	（同左）		ト （同左）	（同左）		チ （同左）	（同左）			No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査 欄	（同左）			
☐ 特例輸入者	〇〇〇社																																																																																
☐ 特定輸出者																																																																																	
☐ 認定製造者																																																																																	
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査 欄																																																																														
（省略）																																																																																	
②	（省略）																																																																																
	（省略）																																																																																
	ホ （省略）	（省略）																																																																															
	ヘ （省略）	（省略）																																																																															
ト （省略）	（省略）																																																																																
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査 欄																																																																														
（省略）																																																																																	
☐ 特例輸入者	〇〇〇社																																																																																
☐ 特定輸出者																																																																																	
☐ 認定製造者																																																																																	
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査 欄																																																																														
（同左）																																																																																	
②	（同左）																																																																																
	（同左）																																																																																
	ホ <u>当該事業部門の業 務に関する法令審査 体制の整備</u>	☐ YES ☐ NO																																																																															
	ヘ （同左）	（同左）																																																																															
	ト （同左）	（同左）																																																																															
チ （同左）	（同左）																																																																																
No	審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	税関審査 欄																																																																														
（同左）																																																																																	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

④	(省略)			
	(省略)			
	ニ <u>コンテナの安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置</u>	☐ YES ☐ NO		
	ホ (省略)	(省略)		
	ヘ (省略)	(省略)		
(省略)				
⑥	情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか			
	イ <u>ID及びパスワードによる認証などのアクセス制限</u>	☐ YES ☐ NO		
	ロ <u>部外者からの不正なアクセスを防止するための必要な措置</u>	☐ YES ☐ NO		
	ハ <u>データバックアップなどのデータの消失対策</u>	☐ YES ☐ NO		

5 (省略)

6 他法令の遵守規則に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
①	他法令の遵守規則が定められている場合（特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務の全部又は一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則	☐ YES ☐ NO		

改正前

④	(同左)			
	(同左)			
	ニ (同左)	(同左)		
	ホ (同左)	(同左)		
	(同左)			
(同左)				
⑥				

5 (同左)

6 他法令の遵守規則に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
①	他法令の遵守規則が定められている場合（特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務の全部又は一部を他の者に委託している場合で、当該委任を受けた者が他法令の遵守規則	☐ YES ☐ NO		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
	を定めている場合を含む。下記②及び③において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。					を定めている場合を含む。下記②において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。			
(省略)					(同左)				
③	他法令の遵守規則が適正に履行されているか。	☐ YES ☐ NO							
7 (省略)					7 (同左)				
8 税関との連絡体制に関する事項					8 税関との連絡体制に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査 欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査 欄
(省略)					(同左)				
②	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ及びロ (省略) ハ <u>特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務若しくは特定製造貨物輸出申告に関して、不審な点、不審な情報があった場合。</u> ニ (省略) ホ (省略)	☐ YES ☐ NO			②	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ及びロ (同左)	☐ YES ☐ NO		
9～11 (省略)					9～11 (同左)				

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
12 教育及び研修に関する事項			12 教育及び研修に関する事項		
審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等		審査事項	自己評価及び実施内容 （実施状況）等	
特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 （注 1） （省略） <u>（注 2）教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施することが望ましい。ただし、役職及び業務に応じた内容としても差し支えない</u>			特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 （注） （同左）		
(省略)			(同左)		
13 （省略）			13 （同左）		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前																		
[別紙様式 2]					[別紙様式 2]																		
法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート					法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート																		
<table border="1"> <tr> <td> 特定保税承認者 ☐ 保税蔵置場 ☐ 保税工場 </td> <td colspan="4" rowspan="3">〇〇〇社</td> </tr> <tr> <td>☐ 特定保税運送者</td> </tr> <tr> <td>☐ 認定通関業者</td> </tr> </table>					特定保税承認者 ☐ 保税蔵置場 ☐ 保税工場	〇〇〇社				☐ 特定保税運送者	☐ 認定通関業者	<table border="1"> <tr> <td> 特定保税承認者 ☐ 保税蔵置場 ☐ 保税工場 </td> <td colspan="4" rowspan="3">〇〇〇社</td> </tr> <tr> <td>☐ 特定保税運送者</td> </tr> <tr> <td>☐ 認定通関業者</td> </tr> </table>					特定保税承認者 ☐ 保税蔵置場 ☐ 保税工場	〇〇〇社				☐ 特定保税運送者	☐ 認定通関業者
特定保税承認者 ☐ 保税蔵置場 ☐ 保税工場	〇〇〇社																						
☐ 特定保税運送者																							
☐ 認定通関業者																							
特定保税承認者 ☐ 保税蔵置場 ☐ 保税工場	〇〇〇社																						
☐ 特定保税運送者																							
☐ 認定通関業者																							
1 (省略)					1 (同左)																		
2 各部門の業務内容等に関する事項					2 各部門の業務内容等に関する事項																		
(1) (省略)					(1) (同左)																		
(2) 事業部門					(2) 事業部門																		
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査 欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査 欄														
(省略)					(同左)																		
②	(省略)				②	(同左)																	
	(省略)					当該事業部門の業務に関する法令審査 体制の整備	☐ YES ☐ NO																
	ホ (省略)	(省略)																					
	ヘ (省略)	(省略)																					
	ト (省略)	(省略)																					
3 (省略)					3 (同左)																		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

4貨物のセキュリティの履行に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
(省略)				
③	(省略)			
	(省略)			
	ニ <u>コンテナの安全な保管及び異常の有無等を確認するための措置</u>	☐ YES ☐ NO		
	ホ (省略)	(省略)		
(省略)				
⑧	情報セキュリティについて、以下の措置が講じられているか			
	イ <u>ID及びパスワードによる認証などのアクセス制限</u>	☐ YES ☐ NO		
	ロ <u>部外者からの不正なアクセスを防止するための必要な措置</u>	☐ YES ☐ NO		
	ハ <u>データバックアップなどのデータの消失対策</u>	☐ YES ☐ NO		

5(省略)

6他法令の遵守規則に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
①	他法令の遵守規則が定められている場合（貨物管理業務の一部、特定保税	☐ YES ☐ NO		

改正前

4貨物のセキュリティの履行に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
(同左)				
③	(同左)			
	(同左)			
	ニ (同左)	(同左)		
	ホ (同左)	(同左)		
(同左)				

5(同左)

6他法令の遵守規則に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
①	他法令の遵守規則が定められている場合（貨物管理業務の一部、特定保税	☐ YES ☐ NO		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
	運送に関する業務等、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の一部又は輸出入関連業務の一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②及び③において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。				運送に関する業務等、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の一部又は輸出入関連業務の一部を他の者に委託している場合で、当該委任を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。				
(省略)					(同左)				
③	他法令の遵守規則が適正に履行されているか。	☐ Y E S ☐ N O							
7 (省略)					7 (同左)				
8 税関との連絡体制に関する事項					8 税関との連絡体制に関する事項				
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄
(省略)					(同左)				
②	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ (省略) ロ 関係業務に関する貨物について、事故等が発生した場合。	☐ Y E S ☐ N O			②	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 イ (同左) ロ 関係業務に関する貨物について、事故等が発生した場合及び不審な点又は不審な情報があつた場合。	☐ Y E S ☐ N O		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

	ハ 関係業務に関して、不審な点又は不審な情報があった場合。 ニ (省略) ホ (省略)			
9～11 (省略)				
12 教育及び研修に関する事項				
審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄	
関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 (注 1) (省略) (注 2) 教育及び研修は、全役員及び全従業員に対して実施することが望ましい。ただし、役職及び業務に応じた内容としても差し支えない				
(省略)				
13 (省略)				

改正前

	ハ (同左) ニ (同左)			
9～11 (同左)				
12 教育及び研修に関する事項				
審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等		税関審査欄	
関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 (注) (同左)				
(同左)				
13 (同左)				